平成２４年（フ）第５７６７号
大阪市旭区中宮５丁目５番６号ハイツＫＩＤＯ101
債務者　クロスケージこと　弘田　修一
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７６８号
大阪市旭区中宮５丁目５番６号ハイツＫＩＤＯ101
債務者　弘田奈緒美
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９２号
兵庫県伊丹市西野３丁目90番地７
債務者　石田　道代
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３１４号
兵庫県宝塚市亀井町13番１―402号、前住所兵庫県尼崎市神田南通１丁目９番地島袋方
債務者　福井嘉津代
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６７号
兵庫県豊岡市日撫292番地の14
債務者　大伴　新吾
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
兵庫県豊岡市城崎町桃島140番地の２
債務者　久保田こと　古屋　惠子（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第３２７号
奈良県天理市備前町414番地１
債務者　中込　正之
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３６５号
奈良県大和郡山市額田部北町718番地１　パティオＣ305号室
債務者　藤巻美沙紀（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３９号
奈良県五條市住川町1264番地
債務者　吉野　及子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第９９号
鳥取県鳥取市南安長１丁目２番７号　ハナワハイツ千代川206号、旧住所鳥取県鳥取市松並町１丁目170番地７
債務者　梶　　直樹
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９３１号
広島県東広島市黒瀬町川角373番地１　ルパンＣ棟102号
債務者　森川　哲司
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２３号
広島市西区庚午中２丁目４番10号
債務者　市元　卓司
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５号
山口県柳井市伊保庄2816番地
債務者　河本佐喜江
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１０４号
山口県玖珂郡和木町関ヶ浜１丁目５番16号
債務者　下向井康祐
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第３４０号
愛媛県松山市森松町324番地　森松団地13棟53号
債務者　重松　達祥
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４２号
愛媛県松山市三町１丁目４番35号
債務者　坂本　末記
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９９号
愛媛県今治市宮下町１丁目６―７　吉田住宅、住民票上の住所愛媛県西条市西泉乙366番地２、旧住所愛媛県今治市喜田村２―３―48
債務者　戸田　　翠
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部